

## 飯山市寺町公園ふれあい館条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、寺町公園ふれあい館（以下「ふれあい館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市民及び観光客等の交流の場の提供を行うとともに商業及び観光等の地域産業の振興や地域活性化を図るため、寺町公園内にふれあい館を設置する。

### (名称及び位置)

第3条 ふれあい館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
寺町公園ふれあい館	飯山市大字飯山 2941 番地 1

### (使用等の許可)

第4条 ふれあい館の施設又は備品を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。

- (1) 風紀又は秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設又は備品の管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、施設又は備品の管理上必要と認めるときは、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

### (施設又は備品の使用の制限)

第5条 市長は、前条第1項に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が同条第2項各号のいずれかに該当すると認めたとき又は同条第3項に規定する許可の条件に違反したときは、施設又は備品の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、生じた損害に対しては、市長はその責めを負わない。

### (特別の設備の許可)

第6条 使用者は、施設又は備品の使用にあたりふれあい館内に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

### (施設使用料の納付等)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

### (使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除すること

ができる。

(施設の使用料の還付)

第9条 既に納付された使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施設又は備品の損傷又は滅失の届出)

第10条 使用者は、施設又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て市長の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 使用者は、施設又は備品を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、その使用を終了したとき又は第5条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかにその使用した施設等を現状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 入館者又は使用者が自己の責任に帰すべき理由によりふれあい館の施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理等)

第14条 ふれあい館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げるふれあい館の管理に関する業務を行うものとする。

- (1) ふれあい館の使用許可等に関する業務
- (2) ふれあい館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ふれあい館の運営に関して市長が必要と認める業務

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(別表) (第7条関係)

寺町公園ふれあい館使用料

施 設		日 使 用 料	月 使 用 料
ふれあいスペース1	1階:テーブル仕様部屋	850円	12,800円
ふれあいスペース2	2階:座敷仕様部屋	940円	14,100円
ふれあいスペース3	中2階建て土蔵仕様	910円	13,600円
厨房スペース	1階:調理器具等含む	1,300円	19,500円
一括	全施設	4,000円	60,000円
附属冷暖房機器		1時間につき200円	